

---

令和元年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和元年12月9日 (月曜日)

---

議事日程 (1)

令和元年12月9日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第5 議案第51号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第6 議案第52号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第7 議案第53号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第54号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について

第9 議案第55号 指定管理者の指定について

第10 議案第56号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)

第11 議案第57号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)

第12 議案第58号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

第13 議案第59号 町民会館改修工事 (建築) 請負契約の締結について

第14 議案第60号 町民会館改修工事 (機械設備) 請負契約の締結について

第15 報告第8号 専決処分事項の報告について

第16 報告第9号 専決処分事項の報告について

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】 1名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和元年第 4 回 芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

### 日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第一、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 12 月 9 日から 12 月 18 日までの 10 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、信国議員と 7 番、松岡議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第 3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

行政報告の前に、10 月の令和元年台風第 19 号による豪雨災害について述べさせていただきます。関東地方などで記録的な大雨となり、親善都市の栃木県佐野市を初め、多くの地域で河川の氾濫や浸水害などが発生し、甚大な被害をもたらしました。多数の犠牲者が発生しましたことに哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。また、被災

地の一刻も早い回復を願っております。芦屋町でも、住民の生命を守るため、災害に対する備えと避難についてさらに検討してまいりたいと存じます。

それでは、令和元年第4回芦屋町議会定例会の議案上程前に、令和元年芦屋町議会第3回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、芦屋港活性化推進委員会への諮問についてです。

10月2日、芦屋港活性化推進委員会を開催し、福岡県から提案のありましたゾーニング変更に伴い、芦屋町の考え方を取りまとめるために、「芦屋港活性化基本計画の変更について」を諮問いたしました。現在、動線や施設配置、年次計画などの変更について審議を進めているところでございます。

2点目は、町民体育祭の開催についてです。

ことしで62回目を迎えた町民体育祭を10月6日に開催しました。昨年度は台風接近のため中止となり2年ぶりの体育祭でしたが、大会テーマ「輝け！～今日はみんなが主人公～」のもと、町民総踊りの芦屋音頭や各種競技に、全自治区や各種団体から多くの皆さんに参加していただき、大変盛り上がったと感じております。今後も、この町民体育祭が、住民の皆さん一人一人が輝き、地域の元気の源となるよう、自治区や各種団体とともに力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、10月17日、区長会会長とともに芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延長に関する住民への説明として、具体的なスケジュール等定まった場合の速やかな説明の要請や、昼間の航空機運用の休止、地元消費の拡大の協力依頼など、8項目を要望しました。

4点目は、あしや砂像展2019の開催についてです。

10月18日から11月4日までの18日間、あしや砂像展を開催いたしました。今年度はテーマを子供たちにも親しみのある「動物」と定め、世界中のさまざまな野生生物たちの姿を表現しました。来場された皆さんは、世界レベルの作品の精巧さや迫力に満足され、砂像展の魅力を感じていただけたのではないかと考えております。また、集客については天候にも恵まれ、過去の過去最高の来場者数を大きく上回る7万2,400人を記録しました。

5点目は、芦屋町功労表彰についてです。

11月1日、令和元年度芦屋町功労表彰式を行いました。功労表彰は、芦屋町議会議員として、長年にわたり町政の発展に貢献されました松上宏幸さん、川上誠一さん、小田武人さん、辻本一夫さん、貝掛俊之さん、学校薬剤師として、長年にわたり児童の保健指導及び環境衛生管理に貢献されました田中孝一さん、鶴原範幸さん、消防団員として、長年にわたり民生保全のために尽

くされました大庭範久さん、原崎功典さん、後藤了輔さんの11人です。皆さんの功績に感謝申し上げます。

6点目は、栃木県佐野市との鑄金交流展についてです。

親善都市である栃木県佐野市とは、平成27年度からお互いの共通文化である鑄物と茶道に関する成人を対象とした文化交流事業を実施し、ことしで5年目を迎えました。今年度は両地において、現代に活躍する鑄物師たちが製作した作品を交流展示する展示会を企画。芦屋釜の里においては、11月2日から12月1日まで芦屋町×佐野市 鑄金作品交流展「芦屋・天明 令(うるわ)しの和の美」を開催しました。会期中には、現代の芦屋釜・天明釜を用いた茶会や展示解説、佐野市から天明鑄物師の若林秀真さんをお招きしての講演会や芦屋鑄物師としてのトークセッションを行うなど、期間中多くの来園者にお越しいただき、喜んでいただけたものと思っております。

7点目は、第10回祭りあしやの開催についてです。

11月3日、芦屋海浜公園駐車場において、第10回祭りあしやが開催されました。このイベントは、町内の各種団体やグループで構成された実行委員会による手づくりのイベントです。当日は天候に恵まれ、多くの皆さんが来場され、住民の交流や町のにぎわいづくりに楽しい時間を過ごすことができました。この祭りあしやを盛り上げるために御協力いただきました実行委員や出演者など、数多くの皆さんに心から感謝を申し上げます。

8点目は、松植栽事業についてです。

11月17日、鶴松保安林内に宝くじ松300本の松の苗を航空自衛隊芦屋基地や地域の皆さんなど約70人に参加していただき、植栽を行いました。松林の保護のための皆さんの御協力に感謝を申し上げますとともに、今後も保安林の機能回復を図ってまいりたいと存じます。

9点目は、芦屋町地震・津波避難訓練の実施についてです。

11月28日に、福岡県北西沖を震源とする地震により津波が発生した場合を想定して、3小学校児童と地域住民等により、シェイクアウト訓練及び避難訓練を実施しました。芦屋地区については、芦屋基地の避難所までの誘導及び避難経路の確認を行い、山鹿小学校については、校舎屋上への垂直避難を行いました。今後も、定期的に訓練を芦屋基地と連携・協力して実施してまいります。

10点目は、ボートレースチケットショップ加治木のオープンについてです。

鹿児島県始良市内において、開設の準備を進めてまいりました場外発売場ボートレースチケットショップ加治木の施設が完成し、12月14日にオープンを迎える運びとなりました。このボートレースチケットショップ加治木は大村市との共同施行となりますが、ボートレース芦屋の専用場外発売場としては9番目の施設となり、鹿児島県内では金峰、天文館に続く3カ所目の施設

となります。ボートレース芦屋で開催する全レースを初め、1日最大8場の発売を予定しており、1日の平均売上目標は350万円で、競艇事業収入のさらなる拡大を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが行政報告を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、同意第4号から日程第16、報告第9号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

**○議長 横尾 武志君**

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まずは人事議案でございます。

同意第4号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります佐藤一雄氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。佐藤氏は人権問題に精通され、人格、見識も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第51号の芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

議案第52号の会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の会計年度任用職員に関する規定を整備するものでございます。

議案第53号の芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、印鑑登録証明事

務処理要領の印鑑登録ができない者の要件が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第54号の芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、バス車両整備事業を計画に反映させるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、計画の一部を変更するものでございます。

議案第55号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャーブールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第56号の令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,700万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、障害児通所事業負担金、防災対策事業債を増額計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、児童措置費を増額計上したほか、佐野市台風被害支援金や山鹿小学校屋内運動場床改修工事実施設計委託、小中学校消防設備改修工事を新規計上しております。

議案第57号の令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）ですが、収益的支出につきましては、人件費の増額に伴い、127万円を増額計上しております。資本的支出につきましては、人件費の増額に伴い、205万6,000円を増額計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第58号の令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）ですが、収益的収入につきましては、電話投票及び協力場の売上増に伴い、発売金120億9,000万円を増額計上しております。収益的支出につきましては、売上金の増額に伴う関連経費として、場外発売委託料や払戻金など107億9,210万2,000円を増額計上しております。

次に契約案件でございます。

議案第59号の町民会館改修工事（建築）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、町民会館改修工事（建築）について請負契約を締結するものでございます。

議案第60号の町民会館改修工事（機械設備）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、町民会館改修工事（機械設備）について請負契約を締結するものでございます。

次に報告案件でございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、庁舎外壁改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号の専決処分事項の報告につきましては、緑ヶ丘団地外部改修工事（3棟）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第4号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。日程第4、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第5、議案第51号についての質疑を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

11番、川上です。議案第51号に対する質疑を行います。

地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年4月から会計年度任用職員制度が始まります。この制度は、正規職員を原則とする地方公務員に1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時・非常勤の大部分を移すものです。

この法改正は国会で成立しましたが、附帯決議がついています。附帯決議は、人材確保及び雇用の安定を図る点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることから鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うことと、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることという大原則のもとに、



制度設計をすべきと考えます。

質問といたしましては、この制度の導入について職員組合と協議・交渉を行ったのか、職員組合との合意はできているのかを伺います。

また、当初は非常勤職員に一時金が出されるようになるといった改善面が強調されていましたが、政府としての財源措置は約束されていないと伺いますが、どうなっているのかを伺います。

第1回目の質疑とします。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

組合との説明につきましては、説明を行っておりますし、それについて何ら異論というところはないという状況になります。

それと、あと、財源的なところについてはどうかというところにつきまして、財源措置につきまして、総務省は期末手当について財源措置を行う方向で調整をしているということを県の説明会で、県からの説明を受けております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

2回目の質問をいたします。組合には説明をしているということですが、これが運用される中でですね、いろいろ問題点も出てくると思いますので、条例を改正することは町でできることで、今後そういったことも含めてですね、運用をしていただきたいと思います。

それでは、この第2条ですね、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員が創設されていますが、このフルタイムの場合は給料及び各種手当の支給対象となるのに、パートタイムとされた者は期末手当のみとされ、社会保障についてもフルタイムは厚生年金、健康保険、雇用保険があり、再度の任用の場合には地方公務員共済の対象となります。しかし、パートタイムでは週20時間以上は厚生年金、健康保険、雇用保険の対象になり、週20時間未満では国民健康保険ということになっています。フルタイムとパートタイムに大きな格差が持ち込まれています。何よりも、正規職員と同じ週38時間45分がフルタイム会計年度任用職員、この38時間45分より、正規職員より1分でも短ければパートタイム会計年度任用職員となる、こういったことが問題だと考えます。町は、財政上の制約を理由とした短時間勤務の設定は行わず、業務に必要な勤務時間を確保するために、フルタイム勤務が必要な職についてはフルタイムで雇用すべきではないかと思えます。多くの臨時職員、臨時・非常勤の職員がパートタイムにされる

危険性があると考えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今回の会計年度任用職員につきましては、今、川上議員が言われたとおり、フルタイムとパートタイムに分かれるというところで、フルタイムにつきましては38時間45分、正規職員と同じで、条件については同じと。それ以外はパートタイムという区分けをさせていただきまして、町としましては、必要に応じてパートタイム、フルタイムを精査しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、3回目の質問をします。先ほども言ったようにですね、附帯決議にあるように、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心に行っていることという大原則のもとにですね、制度設計をすべきです。会計年度任用職員制度の導入が、これまで脱法的に行われてきた正規から非常勤職員への置きかえを合法化すること、つまり、人員の調整弁にならないように運用すべきと考えます。任期は会計年度を超えない範囲内で、最長1年以内、つまり3月31日には必ず任期が切れるということになります。再度の任用は可能ですが、任用するか否かは自治体の判断となります。継続雇用の保証はされておらず、劣悪・不安定な状況は変わりません。また、財政状況によっては正規の職員とですね、会計年度任用職員の置きかえが進むという、こういったことも考えられます。この条例をつくるのは国ではなく自治体です。会計年度任用職員はいつまでも非正規、いつでも雇いどめの仕組みづくりになります。自治体の仕事を住民本位に守り、発展させるため、自治体労働者と誠実に協議・交渉を行い、大幅な修正をすべきではないですか。この点を伺います。

また、この条例にはほかにも多くの問題点があります。担当委員会では慎重審議をお願いすることを要望いたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に総務省のほうで示されたもの、今まで臨時職員というものを今度新しい制度にのせかえるというところになっておりますので、そこにつきましては十分審議をしていきたいというふ

うに思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。内海議員。

**○議員 1番 内海 猛年君**

今、川上議員のほうからいろいろ質問がありました。私のほうからはですね、今回のこの条例制定は会計年度任用職員の費用弁償、給料関係にとうたわれていますけども、現在、臨時職員または嘱託員を多数採用されておりますが、現在採用されている方、要するに臨時職員という名目の中でされている方と、今回、会計年度任用職員という形で採用した場合の雇用形態が変わるのであれば、変わる点をお尋ねしたい。雇用期間も含めて。よろしく願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 松尾 徳昭君**

基本的には、今現在、臨時職員として雇用している中で、同じような形でスライドしていくとか雇用しようというふうに思っております。

今回の条例に関しまして、通勤手当が現在ないところとか期末手当がない者につきましては、今回、期末手当につきましては15時間30分以上、6カ月以上ある方につきましてはプラスになるという形になっておりますし、通勤手当につきましても勤務されている日にちで付与するという形で、雇用の充実を図っていきたいという形の中で考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

内海議員。

**○議員 1番 内海 猛年君**

今、一般的に臨時職員の任用については半年、半年の契約で、大体、多分、要綱で最長4年間ぐらいが、まあ雇用が、本人が真面目に働いとけば雇用できるような体制ですけど、今回この辺がどう変わっていくのか。

それと、今、2条関係をちょっと総務課長のほうがお話されましたけども、いろんなもろもろの手当が今回つくようになっております。それで第3条にですね、芦屋町一般会計の給与に関する条例の第6条第1項の規定、これは多分、給料表のことをあらわしていると思うんですが、今まで臨時職員は、月額幾らまたは日額幾ら、1時間幾らという形で、それぞれ勤務形態によっては1時間当たりの単価が決められていたと思いますけど、今回給料表を設定するというような形で要望を明記されてますけども、この給料表はどこに当ててるのか。そして、これを当てた場合に

現在の給料形態と、まあ給料の日額ですけども、どのように違うのか。それと第2条関係でいろんなものが出てますけども、実際に、今もらっている、仮にAさんならAさんという捉え方をしたときに、給料が上がるものなのか、安くなるものなのか。その辺もちょっとあわせて御質問いたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に給料の格付につきましては、給料表の1級1号を当てるという形で、今回の形はしております。これを時間で割り戻して、日額という形の中でやっております。基本的にはそれを基本という形になりますので、時給で換算すると40円ぐらい上がるような形になろうかというふうに思っております。で、基本的に週、まあ、例でいきますと、週3日7時間勤務を現状やっている方が今回の新しい制度に変わりますと、約17万ほど、まあ、これは期末手当がつくというところになります。これにつきましては2.6月分という形になりますので、ここと費用弁償がつくという形で、その分報酬、給与等が上がっていくという形になろうかと思っております。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

すいません。1点ちょっと漏れてたんですけども、雇用形態がですね、先ほど私が申し上げたのが、大体、半年契約の4年間がマックス。今回は会計年度で1年、1年更新して、勤務評価をしてオーケーであれば、また再度延長するという話が出ておりますけども、この点について、今まで臨時職員4年間勤めれば、大体ある一定の期間を設けないと応募も出来ないし任用できないという形態だったと思うんですけども、それが今回どのように変わるのか。その点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

すみません。申しわけございません。1点忘れておりました。これにつきまして1年間で、更新については2回という形になります。で、再度その方が、今言われますように、うちの内規で4年目で、1年間お休みをしていただくとかいう形にしておりましたけど、再度の募集に関しましては雇用の機会均等という形の中で、申し込みをすることは可能という形で今後運用していくという形にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第53号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

第53号の印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましてお尋ねします。

従来からの事務処理要領に対して、きょう先ほどの町長の提案理由の説明にありましたように、印鑑登録できない者の要件が変更されたという言葉がありました。これは新旧対照表を見ますと、今までは15歳未満の者と成年被後見人というふうに限定されていたと思いますが、これは上位規定の改正に伴って改正されるものだと思いますけれども、何かこう、全国的に問題があったからこういうふうになったんだと思いますけど、具体的に何か、どんなことがあったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、いろいろ成年被後見人に対して制限がかかっていたものを、設けられている制度については必要な見直しを行っていかないといけないということになりまして、今回、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正がありました。それに伴いまして、条例を改正しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

そのとこの中身はよくわからないんですけども、いわば成年被後見人という人を限定したものを破棄して意思能力を有しない者というふうに変更されていますが、これは意思能力を有しない者という、この意思能力があるかないかの判断は非常に難しいのではないかと私は思いますけれども、どのような基準でといたしますかね、考えられていくのかなという、ちょっと素朴な質

問です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

まず、成年被後見人についてなんですが、今までは登録はできませんでした。で、今回ちょっと質疑応答が出ておりまして、成年後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合は、当該申請を受け付けることができるかというものが出ておりました。それで県のほうからその分が来まして、今回の回答としまして、意思能力を有しない者は印鑑の登録を受けられないが、成年後見人からの印鑑の登録の申請を受けた場合には、法定代理人が同行しており——法定代理人というのは成年後見人です。かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録の申請を受け付けることとして差し支えないという質疑応答が出ておりまして、それに伴いまして今回、成年被後見人というのはこちらのほうから外れております。

それと、意思能力を有しない者というところの判断なんですが、私たちが窓口にですね、印鑑登録をしたいというふうに来られた場合に、本人の意思、本人が印鑑登録をしたいという意思があれば受け付けます。例えば、御身内の方なり第三者の方が来られて、「御本人さんが登録する意思が示せないんですけど。わからないんですけど。」とかいうことであれば、そこはもう受け付けることができませんので、御本人さんの意思があるかないかを確認して、そこで受付をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第56号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

芦屋町一般会計補正予算(第3号)、9ページです。歳入で17款の寄附金。1項1目、災害支援寄附金について、これについての内容、具体的な説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

9ページ、17款、寄附金の災害支援寄附金の御説明をいたします。歳入として200万計上させていただいておりますが、あと、歳出として、ページとしては12ページになります。2款、総務費、1項、総務管理費の上から2段目ですね。8目、地方創生推進費、こちらのほうで災害支援寄附金として、同額の200万を計上させていただいております。この災害支援寄附金は、親善都市の佐野市が台風19号により被災したため、芦屋町において代理寄附受付をしているものになります。これはふるさと納税の仕組みを活用しておりまして、被災した自治体は災害対応、それから復興事務など対応に追われるため、寄附に関する作業になかなか手が回りません。そこで、代理の市町村が受付事務や寄附金受領書の発送など、事務作業を担うものということです。今回、歳入歳出、同額で上げさせていただいておりますが、返礼品というものは今回はございませんで、寄附していただいた金額は全て佐野市に届けるということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございますか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

12ページの同じところなのですが、諸費の佐野市台風被害支援金ということで500万計上されております。芦屋町と佐野市はいろんな鑄物師といいますか、釜の関係で姉妹都市を結んでおりますが、この500万、まあちょっと私の考えでは、ちょっと少なく感じるんですけども、これの500万を設定した、もし根拠か何かあれば教えていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、500万という形の設定はどういう形ということですが、今まで町のほうで災害関係の見舞金等出した最高額は、東日本大震災のときの500万という形で、熊本のときも500万、九州北部豪雨は150万、西日本豪雨で300万というところの中で、今まで義援金

として出してきた最高額という形の中で500万という形で設定をさせていただいて、災害の状況につきましても、橋梁等の破損があるということも周知をしております。そういう状況で500万を設定という形でさせていただきました。

以上です

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

確かにほかの事例を見ればそうでしょうけども、その芦屋町と佐野市というのはやっぱり特別な関係にあるわけですから、その辺は少しでも考慮してあげたほうがいいのかなという思いがありますけども、その辺はどのようなお考えを持っておられますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そのほかにも、今、企画のほうからありました支援金だとかの受付もしているというところもありますので、それも含めた中で、佐野市のほうに支援のお金がいけるというところで考えておりますので、この500万でどうだろうかというふうに町としては考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

19ページです。歳出の教育費の2項、3項でございますが、小中学校の消防設備改修工事が計上されております。この内容をお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

10款2項1目の学校管理費の15節、工事請負費の小学校消防設備改修工事の内容につきましてですが、法定の消防点検の中で今回上がってきた報告で、至急改修を要するものとして電気設備工事や機械設備工事、具体的には電線の断線、また、劣化で屋内消火栓設備の不具合等、至急改修を要するものが出ましたので、当初予算を待たずにこの12月補正で予算計上をさせていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君



よろしいですか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

すみません。10款3項の中学校も同じですか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

失礼しました。中学校費のほうですが、こちら498万9,000円の内訳ですが、こちらは建築工事として煙感知器や自動開閉装置、そして電気設備工事における電線の不具合や非常用放送設備の不具合、そして機械設備工事における消火器材の不具合等がございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第59号についての質疑を許します。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第60号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第8号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

報告第8号、専決処分になります。屋上防水の補修範囲の変更や外壁補修数量の変更ということですが、この屋上防水についてはですね、もともとやっぱり庁舎をリニューアルしたときもですね、屋上については防水加工もされたと思いますが、特に、この本会議場の裏のロビーのところはですね、前回のリニューアルした直後から雨漏りがね、激しかったというふうに記憶していますが、今回のこの工事によって、そういったところについても補修されたというふうに思いますが、これについて完全に補修できているという、そういった担保がとられてあるのかどうか、その点について伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

庁舎管理の財政課からお答えいたします。

工事に当たりましては、既に起きていた雨漏り等の箇所を把握して、その部分につきましても漏水工事、雨漏り防水工事をするようにしておりました。

それで、雨漏りの防止が確実に行われたかの担保でございますが、こればかりは雨が降ってみないとわからないところはございますが、ちなみに工事が終わりました、屋上防水の作業が今まだ行われている途中ではございますが、議会棟のほうは、議会棟のほうの工事が終わった後に一度雨が降りました。そのときには雨漏りは発生しておりませんので、今のところ雨漏りはとまっているという認識でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第51号から日程第14、議案第60号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 56 分散会

---